

広告掲載基準

1 趣旨

この基準は、掲載しない広告の詳細について、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要綱第9条の規定に基づき定めるものである。

2 広告主の範囲

広告主は、次のいずれにも該当しない団体とする。

ア 県税に滞納があるもの

イ 県の指名停止措置を受けているもの、又は県の指名停止要綱に該当する行為を行ったもの

ウ その他、広告審査会が広告掲載業種又は業者として適当でないと認めるもの

※ア、イについては、申込み時点において、それぞれに該当するものではないこと。

<例>

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に該当するもの
- ・消費者金融・高利貸しに係るもの
- ・ギャンブルに係るもの（宝くじ及び公営競技（競輪等）を除く）
- ・法律の定めのない医療類似行為を行うもの

3 掲載しない広告

掲載しない広告は、自動車税種別割納税通知書用封筒広告掲載要綱第2条第1号から第8号までに掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- (1) みだりに他社の製品等を誹謗・中傷したり、自社の優越性を誇示して適正な競争性を阻害することを意図する広告（不当表示）
- (2) 当該広告の内容を県が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現を含む広告
- (3) 上記(1)、(2)のほか消費者が誤認するような表現を含む広告
- (4) 法律で禁止されている商品、無許可商品、粗悪品などの不適切な商品やサービスを提供するための広告
- (5) 射幸心をあおる表現を含む広告
- (6) 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現を含む広告
- (7) 残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現を含む広告
- (8) その他、広告審査会が、納税通知書用封筒に当該広告を掲載した場合に、行政への信用性と信頼性を損なうおそれがあるため適当でないと認めるもの